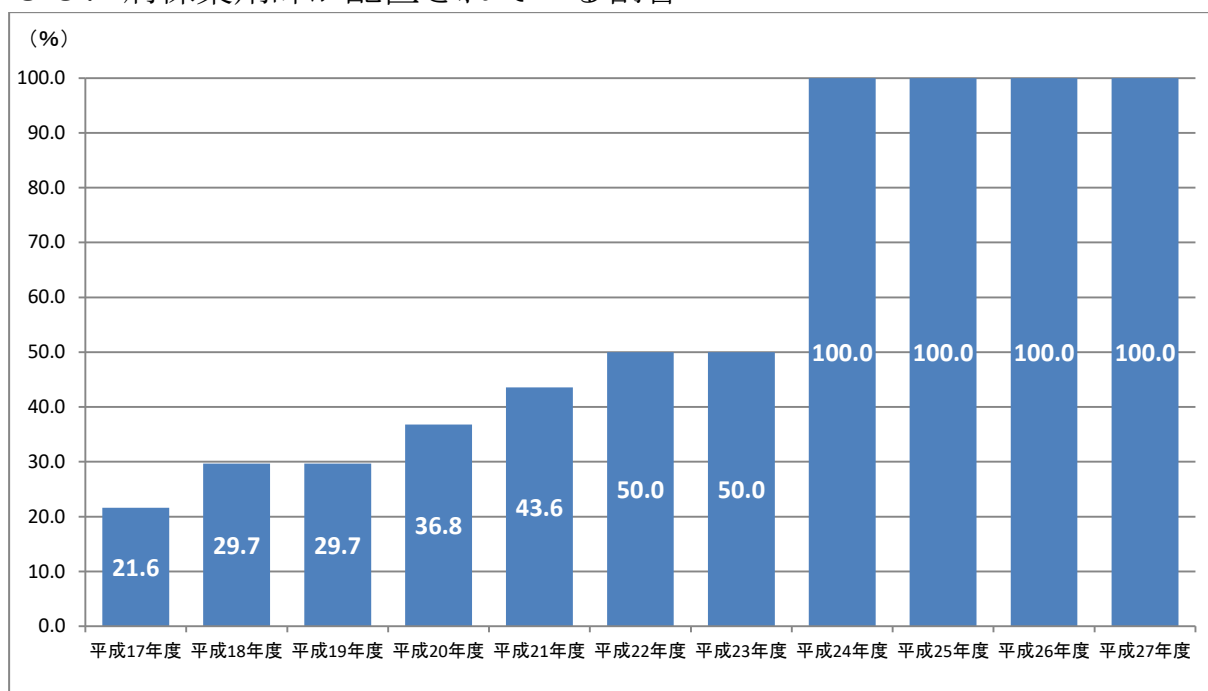


### 8.3. 病棟薬剤師が配置されている割合



チーム医療を行う中で、薬に関わる業務を専門である薬剤師が行うことが望ましい。

平成 24 年度の診療報酬改定では、全病棟に担当薬剤師を配置することで、病棟薬剤管理加算が認められた。平成 28 年度の診療報酬改定では、努力義務であった救命病棟においても薬剤師を配置することで病棟薬剤管理加算 2 が新設され、薬剤師の必要性が認められた。

平成 24 年度の改訂時より、救命病棟を含め全病棟に薬剤師を配置し、質の向上と医師の業務軽減のため担当薬剤師の増員に努めている。また、病棟以外に入退院センター、術前外来、手術室業務等の薬剤師が求められる業務にも参画している。

データ提供 薬剤部